

中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(七)

平二十一年・四・一以後開始事業年度分

御注意

1 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください)。
 2 平成21年3月31日以前に開始する事業年度については、平成21年6月改正前の法人税法施行規則別表六(七)(旧別表六(七))を御使用ください。

試験研究費の額		繰越税額控除の計算に関する明細			
		前期超過要件に係る試験研究費の額の計算	当該事業年度	前事業年度又は前連結事業年度	
1			①	②	
2	中小企業者等税額控除限度額 (1) × $\frac{12}{100}$		円	円	
3	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	17			
4	当期税額基準額 (3) × $\frac{20}{100}$ 又は $\frac{30}{100}$	18			円
5	当期税額控除可能額 (2)と(4)のうち少ない金額	19			
6	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「28の②」)				
7	当期分の特別控除額 (5) - (6)				
8	差引当期税額基準額残額 (4)又は $(3) \times \frac{30}{100}$ - (5)				
9	繰越中小企業者等税額控除限度超過額 (20)の計				
10	平成21年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額 (23)の計				
11	平成22年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額 (26)の計				
12	計 (9) + (10) + (11)				
13	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (8)と(12)のうち少ない金額 (17の①) ≤ (19の②)の場合は0				
14	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「27の②」)				
15	当期繰越税額控除額 (13) - (14)				
16	法人税額の特別控除額 (7) + (15)				

別表六（七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第6項又は第7項（中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同法第42条の4の2第1項又は第5項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費の額1」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。
 なお、試験研究費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。
 「当期税額基準額」
- 3 $(3) \times \frac{20 \text{ 又は } 30}{100}$ 4 は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度については「20又は」を消し、平成23年4月1日以後に開始する各事業年度については「又は30」を消します。
- 4 「差引当期税額基準額残額」 $(4) \text{ 又は } \left[(3) \times \frac{30}{100} \right] - (5)$ 8 は、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度において措置法第42条の4の2第8項第3号に規定する平成21年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は同項第4号に規定する平成22年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額を有する場合には「(4)又は」を消し、その他の場合には「又は $\left[(3) \times \frac{30}{100} \right]$ 」を消します。
- 5 「繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄、「平成21年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄及び「平成22年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次により記載します。
 - (1) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度 「平成21年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記載します。
 - (2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度 「平成22年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記載します。
 - (3) 平成23年4月1日以後に開始する各事業年度 「繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記載します。
- 6 「前期繰越額又は当期税額控除限度額20」、「23」、「26」の「計」までの各欄には、前期のこの明細書の「翌期繰越額22」、「25」、「28」の金額（前期が連結事業年度である場合には、別表六の二(四)付表二のその法人に係る「翌期繰越額」の金額）をそれぞれ移記し、「当期分」には「2」及び「5」の金額を記載します。
- 7 「翌期繰越額22」、「25」、「28」の各欄の外書には、措置法第42条の12（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十四)の「法人税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。

中 小 企 業 者 の 判 定						
発行済株式又は出資の総数又は総額	a				大規模法人名	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	b	人	1	g		
大規模法人の株式数等	第1順位の株式数又は出資金の額 (g)	c	%	h		
大規模法人の保有割合	保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	d	%	i		
大規模法人の株式	大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (k)	e	%	j		
大規模法人の株式	保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$	f	%	計 (g)+(h)+(i)+(j)	k	
<p>この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。</p> <p>1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんから注意してください。</p> <p>2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。</p>						